## グリーンテーブルテニスクラブ会則

(総則)

第1条 このクラブは、グリーンテーブルテニスクラブ(略称「G. T. T. C」)と称し、活動 拠点を横浜市青葉区市立美しが丘東小学校内に置く。

(目的)

第2条 当クラブは、横浜市の生涯学習推進に伴う学校開放を利用し、地域スポーツ活動の振興 に資するとともに、卓球技術及び人格の向上並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 当クラブは、横浜市青葉区卓球連盟(以下「連盟」という。)に登録し、連盟主催の試合を中心に活動し、その他横浜市や近郊都市の試合に参加することを基本とするほか、前条の目的に沿う地域の行事にも参加できるものとする。

また、会員は、当クラブとして活動する試合及び地域の行事には、参加を原則とする。

- 2 当クラブの主たる練習会場は、横浜市青葉区市立美しが丘東小学校体育館とし、公式練習の日時は、原則として、毎週木曜日の午後7時から9時まで及び毎週日曜日の午後3時から6時までとし、そのほか部長が特に指定した日時とする。
- 3 当クラブとして参加する試合チーム編成については、横浜市青葉区卓球連盟登録時のチーム 編成を基本として、参加する試合のルール及び参加状況等を考慮した上で、第5条第1項に定 める世話役及び同条第10項に定める補助者が行う。

(会員)

- 第4条 当クラブの会員は、卓球愛好者(ある程度の技術習得者)であれば次項により誰でも会員となることができる。
- 2 会員の入会については、体験練習を経て入会希望者の技術レベル及び入会意思を確認の上、 会員の意見具申に基づき代表責任者が承認して会員となることができる。

(役員)

第5条 当クラブの運営のため、以下の役員を置く。

なお、役員は、会員相互の円滑な活動及び親睦をお世話する役割であることを認識し、通称「世話役」と称するものとする。

- (1) 会長(1名)
- (2) 代表責任者(1名)
- (3) 相談役(若干名)
- (4) 部長(1名)
- (5) 副部長(若干名)
- (6) 会計監事(若干名)
- (7) ホームページ担当(若干名)
- (8) 連盟理事(若干名)
- 2 会長は、当クラブの象徴であり会員統合の象徴として、当クラブを統括する。
- 3 代表責任者は、当クラブを代表し、連盟等が主催する会議に参加するほか、必要な手続きを 行う。
- 4 相談役は、会員からの相談に応じるほか、世話役ほか会員に対し必要な助言又は指導を行うとともに、必要がある場合は、会長及び代表責任者の職務を代行する。
- 5 部長は、当クラブの運営に関する事務を総括する。また、会費ほか当クラブの運営に必要な 会計に関する事務を行い、善良なる管理者の注意をもって金銭を管理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、必要がある場合は、部長の職務を代行する。

- 7 会計監事は、部長が管理する金銭及び帳簿等について、年1回以上会計監査を行う。
- 8 ホームページ担当は、当クラブのホームページ関する事務を行い、情報の迅速な更新に努め、 かつ善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。
- 9 連盟理事は、当クラブの連盟活動を支援し、理事個人としては、地域に貢献する者であることを認識して連盟の活動方針に基づき活動する。
- 10 第1項に定める世話役のほか、事務取扱上の必要に応じて世話役を補助する「補助者」を任命することができる。
- 11 世話役相互の提案により、必要に応じて世話役会を招集する。
- 12 世話役は、総会出席者の過半数の賛成をもって選任され、任期は1年とする。 なお、再任については、制限を設けない。

(総会)

第6条 総会は、毎年度1回定期に招集するものとし、原則として、3月の連盟最終試合日とする。

ただし、会員からの要請があり、世話役会で必要があると判断したときは、臨時に招集することができる。

- 2 総会は、世話役代表として部長が招集し、会員の過半数の出席(委任出席を含む)をもって 成立する。
- 3 総会の審議事項は、世話役の選任、会計報告、規約の改廃その他当クラブの運営に関し必要 な事項とする。

(会計)

- 第7条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- 2 会費は、以下の区分に応じて会員より徴収するものとする。
  - (1) 会員
    - ア 一般 年会費 3,000円
    - イ 学生 年会費 2,500円
    - ウ 高校生以下 年会費 2,000円
  - (2) ビジター 扱い

ビジター扱いとは、当クラブに入会しないものの公式練習に参加する者とし、公式練習参加1回につき200円を支払う。

- 3 会員は、毎年3月末日までに新年度の会費を支払うものとする。
- 4 年度途中 6 月以降に新規に入会した会員については、入会した年度の残余の月数(入会した月を含み、奇数となる場合は、一月加える。)を2で除した数に500円を乗じた金額を支払う。
- 5 本会費は、青葉区卓球連盟の登録料(7,000円/チーム)、美しが丘東小学校の使用料及びボール代等に支出するものとし、現金出納簿により「一般会計」処理として管理する。
- 6 当クラブが地域の行事に参加して得た収益については、本会費とは別に管理し、その使途に ついては、世話役会の承認を得て、会員相互の円滑な活動及び親睦を支援するための費用に充 当する。
- 7 部長は、毎年度会計報告を作成し、会計監事の監査を受け、総会に報告しなければならない。

(会員名簿及び個人情報の守秘義務)

- 第8条 会員相互の連絡のため会員名簿を作成し、世話役会において公開し、保管する。
- 2 会員は、個人情報の保護に努め、クラブ内で知り得た個人情報を漏洩してはならない。

(返答義務)

第9条 練習、試合その他については、部長ほか担当世話役から会員に対して適宜案内し、会員は、返答を必要とする事項については、必ず返答しなければならない。

(退会)

第10条 会員の退会については、本人の申出を受け、原則としてこれを妨げない。

なお、年度途中に退会(次条に規定する除名を含む。) した場合でも既に支払済みの会費の 返還は行わない。

## (退会勧告及び除名)

- 第11条 以下の各号の一つに該当した会員については、代表責任者は、世話役会で退会勧告の 是非を審議の上、必要な場合は退会勧告を行い、当クラブから除名する。
  - (1) 会費を支払わない者
  - (2) クラブ内で知り得た個人情報を漏洩した者
  - (3) 練習、試合その他の案内に対する返答を再三怠る者
  - (4) 他人を異常に中傷する、暴力を振るうなどクラブの品位を下げる悪質な行為をした者
  - (5) 正当な理由なしに世話役の指示に従わない者

## (改廃)

第12条 本会則の改廃は、総会の承認を受けなければならない。

附則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。